

申請窓口 福祉課障害福祉係
田代・比内両総合支所市民生活課市民生活係

申・問 福祉課障害福祉係 ☎43-7052

固定資産課税台帳の閲覧及び 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等 縦覧帳簿が縦覧出来ます

台帳閲覧は、所有者が自己の資産の課税内容を、借地・借家人は使用・収益の対象となっている資産の課税内容を確認出来る制度です。

また、帳簿縦覧は、土地や家屋の納税者に市内の土地や家屋の価格を開示する制度です。

固定資産課税台帳の閲覧

閲覧期間 4月1日(木)～平成23年3月31日(木) 9時～17時
※土・日・祝日を除く。

閲覧場所 税務課

閲覧出来るかた

固定資産税の納税者と代理人。
借地・借家人。

持参する物

印鑑と本人が確認出来る物(運転免許証など)。代理人は同意書も、借地人と借家人は賃貸契約書の写しも必要です。

縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)
9時～17時※土・日・祝日を除く。

縦覧場所 税務課

縦覧帳簿の内容

・土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、登記地目、評価地目、地積、評価額

・家屋価格等縦覧帳簿

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

縦覧出来るかた

固定資産税の納税者と代理人。

持参する物

印鑑と本人が確認出来る物(運転免許証など)。代理人は同意書も必要です。

問 税務課固定資産税係 ☎43-7034

市民の善意

▽都市計画課扱い

大館市児童生徒合同活動推進委員会 ベンチ2基

後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度では、保険料率を2年ごとに改定することになっていますが、平成22年度から医療費の増加などにより、納めていただく保険料が引き上げられることになりました。改定後の保険料率に基づく保険料額は、7月中旬ごろに通知しますのでご確認ください。
※所得が一定以下の世帯のかたへの軽減措置は、平成21年度と同じ割合で継続されます。

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額(所得 × 所得割率)

均等割額 → 県内の加入者全員が等しく納める金額です。

所得割額 → 加入者本人が所得に応じて納める金額です。

●保険料率

平成21年度まで		平成22年度から	
均等割額	38,426円	均等割額	38,925円
所得割率	7.12%	所得割率	7.18%

●均等割額の軽減措置(軽減割合は変更ありません)

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 21年度まで	均等割額 22年度から
基礎控除額(33万円)	8.5割	5,700円	5,800円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得が無い	9割	3,800円	3,800円
基礎控除額(33万円)+24万5千円×被保険者の数(世帯主である被保険者を除く)	5割	19,200円	19,400円
基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数	2割	30,700円	31,100円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,800円	3,800円

●所得割額の軽減措置(軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は153万～211万円以下)	5割

※保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。詳しくは、広域連合のホームページをご覧ください。

問 保険課医療給付係 ☎43-7046

秋田県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎018-853-7155

広域連合ホームページ <http://www.akita-kouiki.jp/>

外国人の皆さんを支援します

外国人の皆さんの不安を解消し、地域の皆さんと一緒に安心して生活出来るように支援するため、生活相談と日本語教室を行います。

●生活相談(無料) 悩みごとや困りごと、質問にお答えします。

受付 毎週水曜日 10時～15時 ☎080-1823-4019(五十嵐さん)
毎週金曜日 10時～15時 ☎090-3642-6428(高橋さん)

●日本語学習 生活に役に立つ会話を中心に日本語を勉強します。

時間 10時～12時(夜間の部もあり)

ところ 秋田県北部男女共同参画センター※直接会場へお越しください。

※指導料は無料ですが、教材費が毎月600円掛かります。

対象 1年以上居住しているか、住む予定の外国人

問 企画調整課企画調整係 ☎43-7027